

第1章 計画の基本的事項

第1章 第1節 計画改定の背景・目的

(1) 計画改定の背景・目的

環境基本計画は、中津川市環境基本条例第7条に基づき、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として策定されるものです。

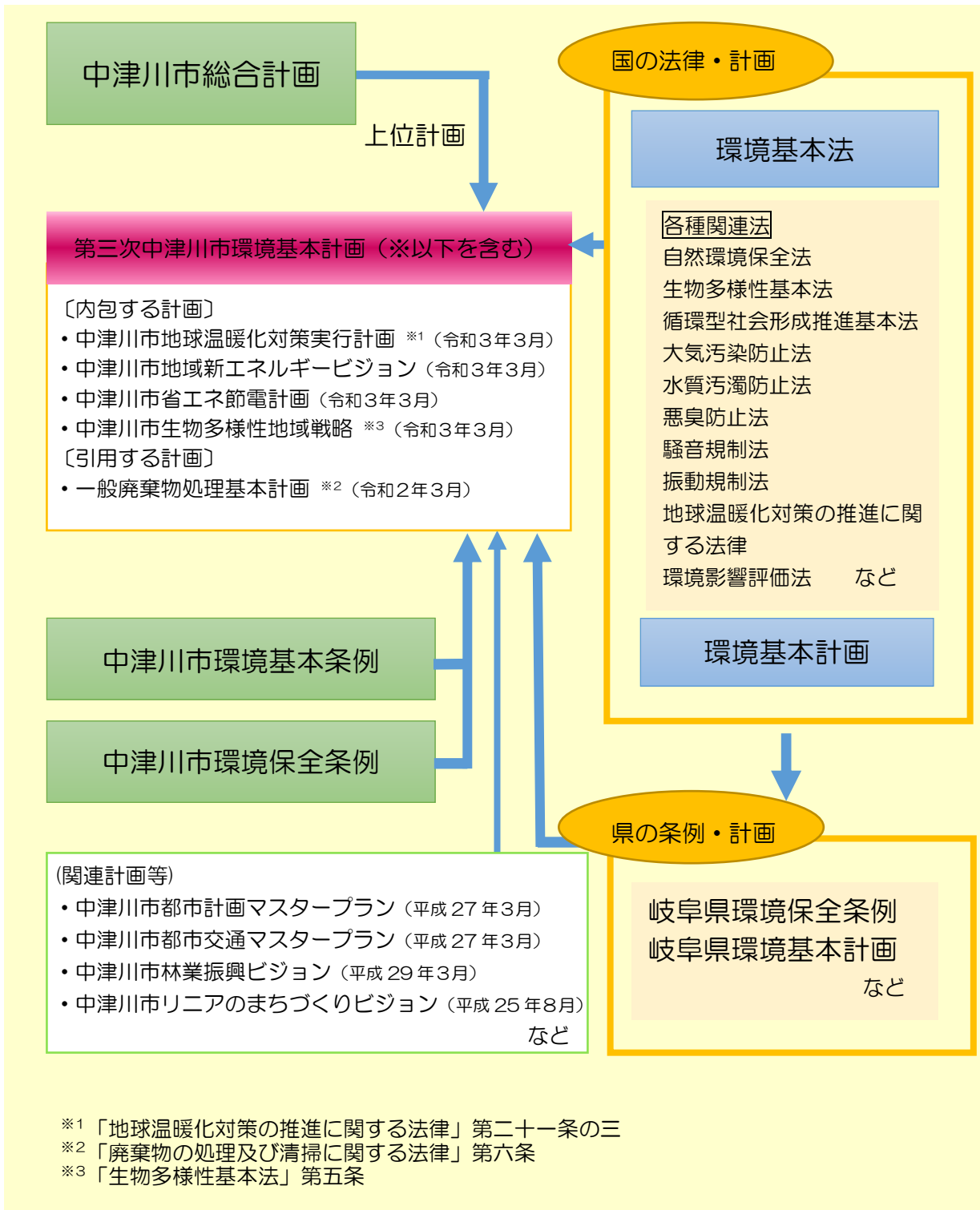
平成16年(2004年)3月に「中津川市環境基本計画(第一次中津川市環境基本計画)」を策定し、その後市町村合併を受けて平成19年(2007年)3月に「第二次中津川市環境基本計画」を策定しており、その計画期間が平成27年度(2015年度)に終了したことから、平成28年(2016年)3月に「第三次中津川市環境基本計画」(以後、「第三次計画」という。)を策定しました。計画策定から5年が経過し、社会情勢に変化があったことから、このたび中間見直しを行いました。

「第三次計画」では、将来の環境像に「自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち 中津川」を掲げ、市民・事業者・市の各主体が協力・連携して各施策に取り組んできました。

この間、リニア中央新幹線の開業に向けた準備が進むなか、廃棄物削減に向けてごみ処理手数料の有料化という思い切った取組が導入されましたが、外来生物の増加や里地里山の荒廃による生態系の変化、気候変動の影響の顕在化、マイクロプラスチックの問題など、環境に関する問題は多様化、複雑化するとともに新たな課題も生じています。

こうした、新たな課題や令和9年(2027年)を予定しているリニア中央新幹線の開業などの社会動向、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、本市の良好な環境の保全と創出の基本方針とするため「第三次中津川市環境基本計画(中間見直し版)」を策定します。

(2) 他の計画との関係



第1章 第2節 計画の基本方針

(1) 計画の将来像

第三次計画の将来像は、本市のやすらぐ美しい自然を守り、生活環境、自然環境、地域環境にやさしい取組を通じて、活気にあふれ魅力あるまちをつくり、その恵みを将来にしっかりと引き継いでいくことを目指して決めました。

【キーワード】

自然共生：自然と人間のかかわりの中で豊かな自然環境を保全し、その恵みを適切に活用します。

循環：家庭や事業活動から排出される廃棄物などを減らし、できる限り再資源化します。

低炭素：地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減します。

魅力あふれるまち：良好な生活環境の保全と地域活性化の取組を両立させ、魅力あるまちを将来につなげます。

第三次中津川市環境基本計画で掲げる中津川市の将来の環境像

自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち 中津川

中津川市総合計画で掲げる中津川市の将来都市像

かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川

目標とする将来都市像のイメージ

年齢や健康状態、障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して地域でいきいきと暮らしていて、心が豊かで開かれているまち

美しい自然はそのままに、様々な人や企業・知識・技術や情報などが集まってきてにぎわいがあるまち

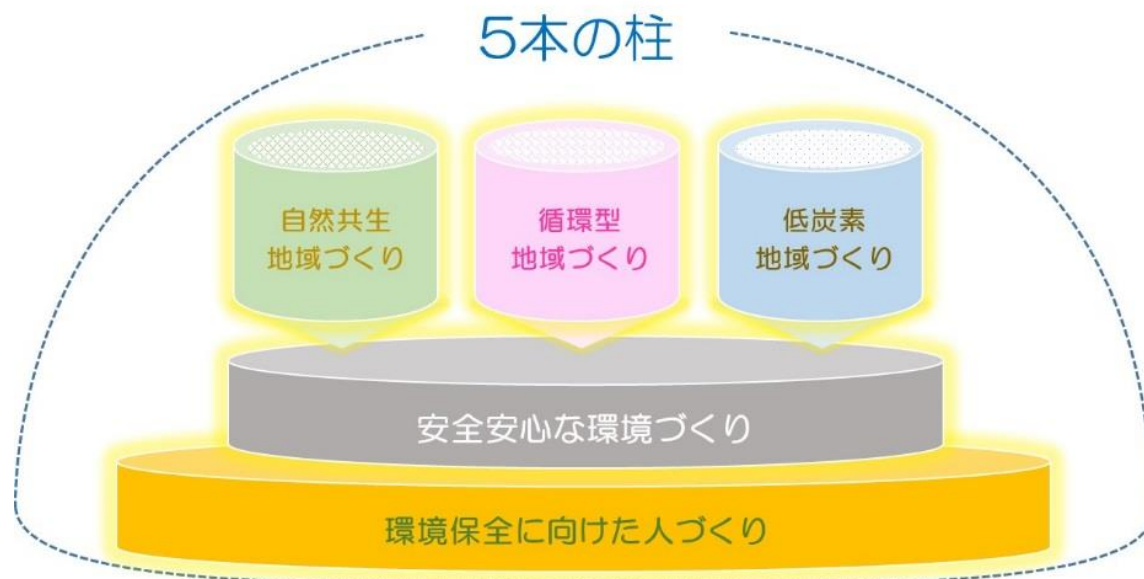
多くの子どもたちが、ふるさとに誇りと愛着を持った地域を支える若者として育ち、地域の伝統芸能などの文化をしっかりと守り盛んにし、地域に活力があるまち

(2) 基本方針

目指す将来の環境像を実現するために、様々な環境施策に取り組んでいくにあたって、本市を取り巻く環境や社会の変化だけでなく、地球規模での環境問題や社会経済情勢など、考慮すべき課題は数多くあります。

現状の課題をふまえ、将来に向けた視点で方向性をまとめたものが「5本の柱」です。本市の取組は、「自然共生地域づくり」「循環型地域づくり」「低炭素地域づくり」の各分野を総合的に達成することに加え、「安全安心な環境づくり」がその基盤として確保され、こうした地域や環境づくりを推進していく「環境保全に向けた人づくり」も同時に達成させることで将来の環境像の実現が図られると考えます。第三次計画では、この5本の柱に基づく施策に取り組んできました。

私たちの暮らしがより満たされ潤いあるものにするために、そして将来このまちに集う人々や生まれてくる子ども達に美しい環境と豊かな自然の恵みをしっかりとつないでいくために、市民、事業者、行政の各主体は、引き続きこの「5つの柱」を念頭におきながら環境への取組をともに考え、行動していきます。

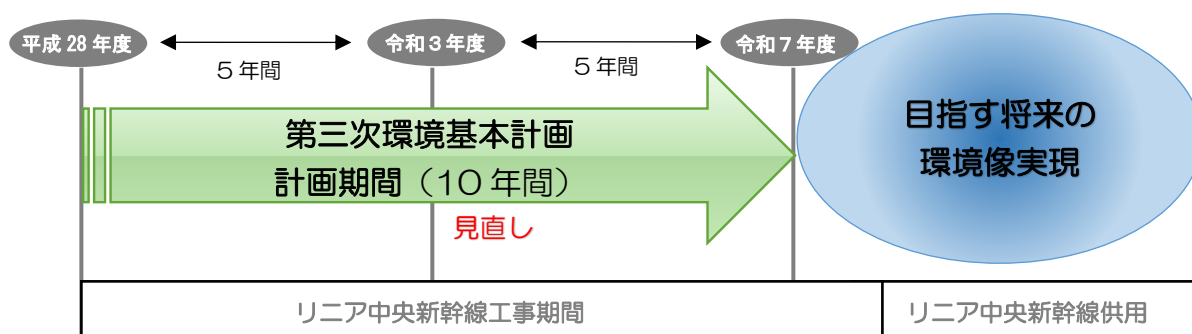


第1章 第3節 計画の基本事項

(1) 計画の期間

本計画の取組期間は、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までの10年間の内、後期の令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間です。

本市の将来の環境像は、リニア中央新幹線の供用後(令和9年(2027年)を予定)をイメージして作成しています。



(2) 計画策定体制

本計画は、素案を策定担当者会議で協議し、「中津川市環境保全審議会」に諮問し、答申を受けて、令和3年(2021年)3月に市議会での議決を経て策定されました。

市民の意見を踏まえた計画とするため、策定するまでに市民アンケート(対象2,000件、回収率33.4%)、パブリックコメント(令和2年(2020年)12月25日~令和3年(2021年)1月25日、意見数26件)などを実施し、計画に反映しました。

